附記

一、永年に亘り小作を爲したる者都合に依り小作地を返還する場合は應分の報酬を與ふること

二、土地賣買に依り他へ所有權を移讓する時は代地を貸與するか又は買主に於て小作せしむること

但し前二項は實際問題を以て取扱ふこと

附則

減免額審査方法

一、組合設立當初であり且又純眞なる組合なるを以て昭和七年度に限り地主より特に耕作者へ六分を寄贈し壹分を組合へ寄贈すること

二、減免調停申出ありたる時は委員長及委員に於て其の實地を